（農地利用集積円滑化事業規程に定めるべき事項）

第十二条の十一　法第十一条の十一第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

イ　農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む。）

ロ　その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

二　農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項（法第四条第三項第一号に掲げる法人に限る。次号において同じ。）

イ　農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

ロ　農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ハ　農用地等の管理に関する事項

ニ　その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

三　法第四条第三項第一号ハに掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

四　事業実施地域に関する事項

五　事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県機構、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

六　その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

（農地利用集積円滑化事業規程の承認基準）

第十二条の十二　法第十一条の十一第三項第四号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有しているものであること。

二　農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されているものであること。

三　農地利用集積円滑化事業を行うに当たつて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有しているものであること。

四　前各号に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

五　農地利用集積円滑化事業を行うに当たつて、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県機構、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

六　農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、第十条第二号イからニまでに掲げるものであること。

七　第十条第二号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

（削る。）

（削る。）